

○学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程細則

(制定 2009年4月1日)

改訂 2017年4月1日 2018年4月1日  
2020年4月1日

(目的)

第1条 学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程細則(以下「この細則」という。)は、「学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程」(以下「懲戒規程」という。)に定める教職員の懲戒について、その事由と懲戒の種類を明記し、処分量定の指標とするために制定する。

(処分量定)

第2条 懲戒規程第3条に定める懲戒事由に対する処分量定は、次の各号のとおりとする。ただし、個別の事案ごとに、以下の事項を総合的に判断した上で、最終的な処分量定を決定する。

- ア 懲戒処分対象行為の動機、態様又は結果は、どのようなものであったか
- イ 故意又は過失の度合いは、どの程度であったか
- ウ 懲戒処分対象行為を行った教職員の職責は、どのようなものであったか、その職責は、懲戒処分対象行為との関係でどのように評価すべきか
- エ 他の教職員又は社会に与える影響は、どのようなものであるか
- オ 過去に懲戒処分を受けているか
- カ 懲戒処分対象行為が発覚する前に自主的に申出る等、情状酌量すべき事項があるか

(1) 懲戒規程第3条第1号に規定する懲戒事由に該当したとき

事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
①この法人の名誉又は信用を傷つける行為							
ア 学園全体へ影響する不名誉・信用失墜行為	○	○	○	○	○		
イ 校舎・機関へ影響する不名誉・信用失墜行為						○	○
②この法人又は関連団体等の機密の漏洩	○	○					
③稟議による承認の無い他の職業への従事又は関与	○	○	○	○	○		
④この法人の金品等が無断で私用に供したり不正に使用する行為	○	○	○	○	○		
⑤職務に関し、不正に金品の贈与を受けたり又は借用する行為	○	○	○	○	○		
⑥体罰行為又はハラスメント行為(セクシャル、パワー、アカデミック、マタニティ、パタニティ又はケアハラスメント等の各種ハラスメント行為)	○	○	○	○	○	○	○
⑦事前に稟議による承認を得ずに公職選挙法に			○	○	○		

事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
よる候補者となる行為又はこれらの職に就任する行為							
⑧職場又は関連施設において、みだりに飲酒又は酒気を帯びて就業する行為			○	○	○	○	○
⑨職務上の地位又は権限の濫用			○	○	○	○	○
⑩勤務時間中、正当な理由なく職務の場所を離れる行為			○	○	○	○	○
⑪その他、勤務規則に反する行為	○	○	○	○	○	○	○

(2) 懲戒規程第3条第2号から第12号に規定する懲戒事由に該当したとき

事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
①無断又は虚偽の欠勤、遅刻又は早退							
ア 通算13日以内			○	○	○	○	○
イ 通算14日以上	○	○					
②就業又は業務遂行上の諸手続きにおける怠慢又は不正行為			○	○	○	○	○
③職場の風紀、規律、秩序等の保持に反する行為							
ア 暴行、恐喝又は妨害行為	○	○					
イ 威圧的行為又は業務妨害			○	○	○		
ウ 暴言又は酒気帯び			○	○	○	○	○
④この法人との雇用契約に違反する行為			○	○	○	○	○
⑤正当な理由なく、人事発令その他勤務上の命令を拒否する行為			○	○	○		
⑥氏名その他、経歴の虚偽	○	○					
⑦個人情報等の目的外利用、紛失、漏洩等、適切な管理を怠る行為			○	○	○	○	○
⑧故意又は過失により、この法人に損害を与える行為	○	○	○	○	○	○	○
⑨刑罰法規に触れる行為							
ア 殺人、放火、横領、詐欺、恐喝、窃盗、強盗、強制わいせつ、強制性交又は麻薬及び覚せい剤等の所持又は使用	○						
イ 傷害又は淫行	○	○					
ウ 痴漢又は盗撮	○	○	○	○	○		
エ 暴行又はけんか			○	○	○		
オ 器物破損又は賭博			○	○	○	○	○
カ 飲酒運転	○	○	○	○	○		
キ 人身事故	○	○	○	○	○	○	○
ク 著しい速度違反等悪質な交通違反			○	○	○	○	○
⑩医療過誤	○	○	○	○	○	○	○
⑪各種補助金等の申請、受給又は使用に当たり当	○	○	○	○	○	○	○

事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
該補助金等の募集規程等に反する行為							
⑫その他、各懲戒事由に準ずる行為	○	○	○	○	○	○	○

(3) 懲戒規程第7条に該当したとき

事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
①管理監督不適正			○	○	○	○	○
②非違行為の隠ぺい又は黙認			○	○	○		

(許可を得ない兼業又は兼職の適用除外基準)

第3条 教職員の転居に伴うその所有不動産の活用事業又は相続等により親族から継承した家業及びこれらに準ずる事業については、本条第2項及び第3項の各号に定める基準により、「学校法人東海大学勤務規則」第7条第3号の適用除外とする。

2 不動産又は駐車場の賃貸に係る場合

- (1) 教職員のこの法人における業務と不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係がないこと。
- (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の取引又は維持管理等の管理業務を教職員以外の者に委ねること等（親族による管理）により、教職員の職務遂行に支障が生じないことが明らかであること。

3 不動産又は駐車場の賃貸以外に係る場合

- (1) 教職員のこの法人における業務と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 教職員以外の者を当該事業の責任者としていること等により、教職員の職務遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(通知)

第4条 理事長は、懲戒規程第9条に基づき、機関の長等を通じて懲戒処分通知書により、次の各号の処分内容を当該教職員に通知するものとする。

- (1) 処分内容の種類、その他手続き事項
- (2) 不服の申し立て方法（弁明の機会を行使しなかった場合は除く）

(公表)

第5条 次のいずれかに該当する懲戒処分は、懲戒規程第10条及び第11条に基づき、職場秩序の維持を目的として公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇又は諭旨解雇

2 公表する際は、次の各号の事項を公表する。ただし、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、公表することが適当でないと認め

られる場合は、内容の一部又は全部を公表しないことができる。

- (1) 事案の概要
- (2) 処分内容及び処分年月日
- (3) 被処分者の所属校舎・機関，職種，所属，役職位等  
(不服申し立て)

第6条 被処分者が「学校法人東海大学懲戒委員会規程」第8条に基づく弁明の機会により弁明した場合は、懲戒処分通知書受領日から60日以内に機関の長等を経由して理事長に不服申し立てができる。なお、弁明しなかった場合は、不服申し立てはできない。  
(刑事事件との関係)

第7条 懲戒に付せられた事案が懲戒規程第3条第10号に該当する場合は、次の各号による。

- (1) 起訴された場合は、裁判所の判断が確定したのちに懲戒処分を決定する。ただし、当該教職員が公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実該当するものがあることを認めている場合には、これを事実と認定し懲戒処分を行うことができる。
- (2) 前号にかかわらず、社会的責任又は組織秩序維持の観点から時宜に即して懲戒処分を行う必要がある場合は、懲戒委員会の委員のほか、法務的な専門家又は顧問弁護士等の意見も併せ懲戒処分を行うことができる。

(処分取消)

第8条 処分事由について、重大な事実の誤認があることが処分後に明らかになった場合等特殊な事情の存するときに限り、懲戒処分を取り消すことができる。

2 懲戒処分を取り消した場合、新たな懲戒処分を追加又は変更することはできないものとする。

付 則

この細則は、2009年4月1日から施行する。

付 則 (2020年4月1日)

この細則は、2020年4月1日から施行する。